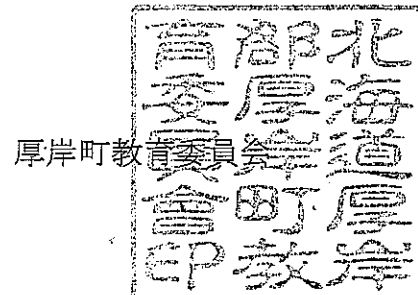


厚岸町教育委員会規則第2号

厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日



厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町奨学資金貸与条例施行規則（平成16年厚岸町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 既に貸与を受けている者が貸与額を増額し、又は減額しようとする場合は、新たに願書を提出しなければならない。ただし、第1項各号に掲げる添付書類は省略できるものとする。

第18条第8項中「概ね3年」を「貸与期間」に改め、同条第9項を次のように改める。

- 9 条例第9条第1号に規定する町の指定する業務は、町内の医療機関に勤務する看護師又は准看護師とする。

附 則

この規則は、4月1日から施行する。